

総務省法令適用事前確認手続（照会書）

平成29年 7月 7日

総務大臣 殿

照会者名 国立大学法人東京海洋大学

学長 竹内俊郎

住所

〒108-8477 東京都港区港南4丁目5番7号

代理人名 弁護士 高田泰彦

住所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

日本生命丸の内ビル 協和特許法律事務所

連絡先 非公開

総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年8月29日総務省訓令第197号）第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

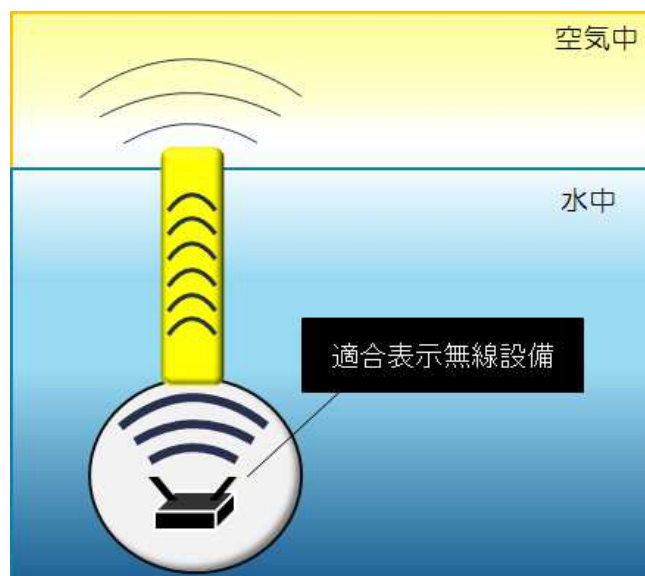
電波法第4条（無線局の開設）

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

本学では、高度小電力データ通信システムの無線局（電波法第4条1項第3号、同施行規則第6条第4項第4号(1)の無線局）を構成する適合表示無線設備（無線LA

Nルータなど)を防水ケースに封入して水中に設置するとともに、シリコンゴム等の誘電体を、その一端がその防水ケースに接続され、その他端が水面上に出るように設け、そのシリコンゴム等の誘電体を、その適合表示無線設備から発射された電波の伝送路として使用することを予定しております。この際、適合表示無線設備のアンテナを防水ケース又はシリコンゴム等の誘電体に接触させることはありません。

このような本学の行為が、電波法第4条の総務大臣の免許を受ける必要のある無線局の開設に該当するものであるか否かを照会します。



3 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠

（本学の見解）

本学は、上記本学の行為は、電波法第4条第1項第3号の無線局を開設するものにとらず、電波法第4条の総務大臣の免許を受ける必要のある無線局の開設に該当するものではないと考えます。

電波法

（無線局の開設）

第4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りではない。

3号 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有す

ることにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものであって、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

電波法施行規則

(免許を要しない無線局)

第6条

4項 法第4条第1項第3号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

4号 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回路設備に接続するものを含む。）であって、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.58ワット以下であるもの（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）

(1) 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数

(根拠)

上記本学の行為において使用するシリコンゴム等の誘電体は、電波が伝搬する媒質にすぎず、電波を送り又は受けるための電氣的設備に相当するものではないことから、無線局を構成する無線設備の一部となるものではないと考えます。

電波法

(定義)

第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

4号 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。

5号 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体を言う。

また、上記本学の行為におきまして、シリコンゴム等の誘電体を使用せずに電波が水中のみを伝搬するようにした場合と、シリコンゴム等の誘電体を使用することに替えて防水ケースと水面上とを角筒状部材でつなぐことにより電波が角筒状部材内の空気中を伝搬するようにした場合とにつきましては、総務大臣の免許を受ける必要のない電波法第4条第1項第3号の無線局を開設するものにすぎないと解することに問題はないと思います。

しかるところ、上記本学の行為は、このような問題のない場合における電波が伝搬する媒質の一部を、水又は空気からシリコンゴム等の誘電体に置き換えたものにすぎません。

そして、シリコンゴム等の誘電体を伝送路とした場合であっても、空気中を伝搬する電波と比較して、占有周波数帯幅が広がることはなく、かつ、電界強度が強くなることはないことから、電波の質が法令の基準を逸脱することはないと判断できます。この点につきましては、シリコンゴム等の誘電体を伝送路とした場合の電波について試験した結果を報告する添付資料「試験結果報告書」において確認できます。この試験においては、電波の伝送路として様々な誘電体を使用して測定を行っており、そのすべてにおいて、空気中を伝搬する電波と比較して、占有周波数帯幅が広がることなく、かつ、電界強度が強くなることはないことが確認されています。

電波法

(電波の質)

第28条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

無線設備規則

第2節 電波の質

(周波数の許容偏差)

第5条 送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、別表第1号に定めるところとする。

(占有周波数帯幅の許容値)

第6条 発射電波に許容される占有周波数帯幅の値は、別表第2号に定めるところとする。

(スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値)

第7条 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、別表第3号に定めるところとする。

さらに、そもそも、高度小電力データ通信システムの無線局を構成する適合表示無線設備につきましては、屋内又は屋外を問わずに使用されるものであり、そこから発射された電波がその周辺に存在する壁体などの空気以外の媒質を伝搬することも当然のこととして想定されております。そして、上記本学の行為におけるシリコンゴム等の誘電体もそのような空気以外の媒質と実質的に異なるものではありません。

以上のことを考慮しますと、上記本学の行為におけるシリコンゴム等の誘電体は、

無線局を構成する無線設備の一部となるものではないと考えます。

したがって、上記本学の行為は、総務大臣の免許を受ける必要の無い電波法第4条第1項第3号の無線局を開設するものにすぎず、電波法第4条の総務大臣の免許を受ける必要のある無線局の開設に該当するものではないと考えます。

4 添付資料

- ・2017年4月26日付け「試験結果報告書」(株式会社 UL Japan)
- ・参考図面

以 上